

老朽危険空き家除却工事補助事業に関するよくある質問

Q1. 母屋を残し、傷んだ倉庫や離れの解体撤去に補助金を使うことは可能か。

A1. 母屋が危険な空き家であることが条件となるため、補助金制度の対象外となります。危険な状態にある母屋の解体撤去を前提に、倉庫や離れを含めた解体撤去を行う場合、補助金制度の対象となります。

Q2. 塀や門、倉庫等を残し、空き家の解体撤去のみに補助金を使うことは可能か。

A2. 塀や門、倉庫等全て含めた解体撤去としてください。（原則「更地」とすること）

Q3. 空き家の解体撤去が済んだ後でも補助金の申請は可能か。

A3. 補助金の交付決定前に解体撤去をした場合、補助金制度の対象外となります。必ず交付決定後に着工してください。

Q4. 相続人が補助金の申請を行うことは可能か。

A4. 可能です。ただし、所有者の相続人であることがわかる書類の提出が必要となります。

Q5. 土地と建物の所有者が別であるが、土地所有者が、敷地内の空き家を解体撤去する場合、補助金の申請は可能か。

A5. 可能です。ただし、申請者となる土地所有者が、建物所有者の同意を得られた場合に限り、ります。

Q6. 解体業者を紹介して欲しい。

A6. 当町で、解体業者の紹介は行っておりません。

Q7. 解体費用の目安を教えてください。

A7. 建物の立地や面積、廃棄物の物量等により、大きく費用が異なるため、当町ではお示しできませんので、解体業者に相談ください。なお、解体や廃棄物の処理費用は年々上昇傾向にあり、また倒壊のおそれがある場合は、安全対策や廃棄物の仕分け等が困難であり、通常より費用が高くなる場合があります。

さいごに

空き家は所有者・相続人に管理責任があります。瓦の飛散や屋根・外壁の崩落等により周囲に損害を与えた場合、賠償責任が発生することもありますので、空き家を放置するリスクを十分にご理解いただき、補助金制度の活用の有無にかかわらず、適切な管理、対応をお願いします。